

廣 告 掲 載 仕 様 書

1. 印刷物について

名 称	ご遺族のための手続きガイド 福岡市早良区版 令和9年度
規 格	A4 判 32 ページ(うち広告 11 ページ)
紙 質	上質紙 90kg
カラー	フルカラー
発行部数	2,300 部
発行頻度	年 1 回
発行日	令和 9 年 6 月 1 日
配付期間	令和 9 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日
配付対象者	早良区内に住所がある人の死亡届の届出者及び遺族
配付エリア	早良区内
配付方法	1.早良区市民課及び入部出張所で死亡届受理時に届出者に配付。 2.早良区市民課設置の「ご遺族サポート窓口」及び入部出張所の相談者に配付。 3.福岡市ホームページに電子データ(広告ページを除く)を掲示。 4.福岡市ホームページに、決定事業者が用意した電子カタログページへのリンク設置。
内 容	別添「ご遺族のための手続きガイド 福岡市早良区版 令和 9 年度」仕様書のとおり
セールスポイント	死亡に伴う様々な手続き(申請・届出)に必要なものをまとめている。
発行元	早良区市民部市民課

【参考】表紙等画像(令和8年6月発行分)

ご遺族のための 手続きガイド		6 早良区役所で行う手続き			
◆ 住民登録					
亡くなった方が	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
3人以上の世帯の世帯主だった※15歳以上の世帯員が2人以上いる場合のみ	世帯主の放棄	新世帯主	(代理人の場合) □新世帯主からの委任状	亡くなった日から14日以内	1階④窓口 市民課 (窓口係) 092-833-4311
・印鑑登録証を持っていた ・マイナンバーカード又は通知カード又は通知カードと併用していた	※印鑑登録証はハサミを入れて破棄してください。 ※マイナンバーカード又は通知カードは、相席手続き等に必要な場合があるため、手続き終了後にハサミを入れて破棄するか区役所へお送りください。				
◆ 年金					
亡くなった方が	手続き内容	届出する人	ご準備いただくもの	期限	窓口・問い合わせ先
国民年金の世帯主として受給していた	未支給年金の請求 ※年金の繰上げにより、半世帯世帯主にご案内することがあります。その際は、ご準備いただくものを説明します。	生計が同一であった親族	□マイナンバーカード又は通知カード(請求者) □請求者とご関係がわかる戸籍謄本等 □世帯主の住民票(本籍、住所記載) □年金証書、年金手帳 □年金通帳(請求者) □生計同一関係申立書	速やかに	1階④遺族口 保険年金係 (国民年金係) 092-833-4303
国民年金の世帯主に加えていた	遺族年金、死亡一時金、養老年金の請求 ※年金の繰上げにより、半世帯世帯主にご案内することがあります。その際は、ご準備いただくものを説明します。	相続・寄附等により期間があります。	遺族年金を請求する場合、上記に加え □現に診断書の写し		入部し課用 ⑤窓口 保険・福祉係 092-804-2014
＜参考＞ 区役所以外での年金手続きが必要な場合					
亡くなった方が	手続き内容	窓口・問い合わせ先			
厚生年金・国民年金(老齢)・未支給年金・遺族厚生年金	西福岡年金事務所 ※年金ダイヤル	092-883-9962 0570-05-1145			
国民年金以外の年金に加入・受給していた	共済年金 船給 企業年金 農業者年金	加入していた共済組合 総務省恩給相談窓口 総務省年金コールセンター 農業委員会事務局			
福岡市早良区役所		〒814-8501 福岡市早良区百道2丁目1番1号 電話 092-841-2131(代表)			
令和8年(2026年)度		令和8年6月発行(更新は令和8年4月1日現在)			
1 遺族サポート窓口のご案内 P.1	6 早良区役所で行う手続き P.6				
2 区役所に来庁される際のご案内 ... P.2	7 市役所関係で行う手続き P.12				
3 よくあるご質問 P.3	8 その他の機関で行う手続き P.14				
4 早良区役所へのご案内 P.4	9 委任状に関するご案内 P.16				
5 問い合わせ先一覧 P.5	10 相続登記について P.20				

2. 広告掲載要件

- ※ 福岡市広告事業実施要綱及び同実施要領を遵守してください。
- ※ 広告掲載枠は1枠 A4 サイズ、後ろ寄せ(うち、1枠表紙裏)、11 ページまでとしてください。
- ※ 広告掲載内容について事前に審査を行うため、「福岡市広告事業実施要領」に基づき「広告掲載承認願兼検査調書」の提出が必要です。

3. 申込みについて

申込対象	広告代理店
申込方法	・ 広告申込書に押印の上、下記まで郵送又は持参してください。 ・ 福岡市競争入札参加有資格者(以下、「福岡市登録業者」という。)は、登録番号を記入してください。福岡市登録業者は、添付書類の提出は不要です。 ・ 福岡市登録業者以外の方は、添付書類として、印鑑証明書(提出日前3か月以内に発行された原本)、登記事項証明書(提出日前3か月以内に発行された原本)、会社概要、直近の決算書、別添の調査同意書を同時に提出してください。ただし、今年度中に本市が行った他の広告公募にお申込みの際に提出済みの場合は、添付書類の再提出は不要です。 ※福岡市登録業者以外の方で、福岡市内に本店又は支店、営業所等を有していない場合は、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるもの(提出日前3か月以内に発行された原本)も併せて提出してください。 ア直接持参の場合 下記申込先に、直接持参してください。 イ郵送の場合 (1) 郵送は、配達記録が残るよう次の方法により行ってください。 - i 郵便局による一般書留、簡易書留又はレターパックプラス(レターパックライトは不可) - ii 総務省の認可を受けた特定信書便事業者が行う信書便で、かつ福岡市の受領印又は署名により確実に届いたことが証明できるもの (2) 応募書類を封入する封筒には、案件名及び「応募書類等在中」の旨を朱書きしてください。 ※電子メールでの提出はできません。
申込締切	ア 直接持参の場合:令和8年9月30日(水) 15時 イ 郵送の場合 :令和8年9月29日(火)<必着>
広告料金	最低予定価格:設定なし 広告料金は、広告事業者から市にお支払いいただく金額(税込)で、制作費などは含まれません。 支払予定時期:令和9年6月頃
選定基準	0円での申込みもできますが、原則として、最も高い広告料金をご提示いただいた広告事業者を選定します。 複数の事業者より最も高い広告料金をご提示いただいた場合、くじにより選定します。くじを行う日時は改めて通知します。
申込先	財政局財産有効活用部財産活用課 担当:大熊 〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1 10階 TEL 092-711-4579 / FAX 092-711-4833 Eメール zaisankatsuyou.FB@city.fukuoka.lg.jp

媒体に関する 問合せ先	早良区市民部市民課 担当:北崎 〒814-8501 福岡市早良区百道2丁目1-1 TEL 092-833-4311 / FAX 092-841-7840 Eメール shimin.SWO@city.fukuoka.lg.jp
----------------	---

「ご遺族のための手続きガイド 福岡市早良区版 令和9年度」仕様書

1. 名称

ご遺族のための手続きガイド 福岡市早良区版 令和9年度

2. 事業目的

早良区内に住所がある人が亡くなったときに、健康保険や介護保険、国民年金など様々な手続きが必要となるため、早良区役所内(入部出張所を含む。)での各種手続きを案内するため「ご遺族サポート窓口」を設置している。

その窓口での案内時に利用するため、「ご遺族のための手続きガイド」を作成するもの。

3. 内容等

(1)内容

広告事業者は、冊子の作成・印刷・製本及び納品場所への配送を行う。掲載する行政情報については、福岡市よりワード、エクセル等の電子データで提供する。

冊子の作成・印刷・製本及び納品に伴う送料等に係る費用は広告事業者が全額負担するものとし、現物を福岡市に納品することで広告料収入とするもの。

(2)成果物

ご遺族のための手続きガイド 福岡市早良区版 令和9年度 :冊子 2,300 部及び電子データ一式

4. 仕様

(1)規格 A4 判 32 ページ(うち広告 11 ページ)

(2)紙質 上質紙 90kg

(3)カラー フルカラー

(4)掲載内容

①行政情報

②協賛広告

5. 作成スケジュール概要

(1)入稿

令和9年1月中旬～下旬

(2)校正

3 回

(3)納期

令和9年5月下旬

6. 納品場所

早良区市民部市民課

7. 配布

(1)配布期間

令和 9 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日

(2)配布対象者

早良区内に住所がある人の死亡届の届出者及び遺族。

(3)配布方法

- ①早良区市民課及び入部出張所で死亡届受理時に届出者に配布。
- ②早良区市民課設置の「ご遺族サポート窓口」及び入部出張所の相談者に配布。
- ③福岡市ホームページに電子データ(広告ページを除く)を掲示。
- ④福岡市ホームページに、決定事業者が用意した電子カタログページへのリンク設置。

8. 広告掲載要件

- (1) 福岡市広告事業実施要綱及び福岡市広告事業実施要領に準じる。
- (2) 広告掲載枠は1枠A4サイズ、後ろ寄せ(うち、1枠表紙裏)、11 ページまでとする。
- (3) 広告掲載内容について事前に審査を行うため、「福岡市広告事業実施要領」に基づき「広告掲載承認願兼検査調書」の提出が必要となる。

9. 備考

- (1)掲載面やレイアウトについては、市と協議の上決定する。行政情報の掲載情報については、福岡市から提供する。
- (2)広告部分を除いた本文中の行政情報等に関する著作権は、福岡市に帰属するものとする。その他の内容に関する著作権は、広告事業者に帰属するものとする。
- (3)広告事業者は、納品日から配布終了までの期間において、落丁及び乱調などがあれば、必要に応じて差し替えを行うものとする。
- (4)全ての内容は、関係法令で定める基準を遵守したものでなければならない。
- (5)広告事業者は、制作にあたり、全般にわたって福岡市と連絡、調整しながら行うものとする。
- (6)この仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、福岡市と協議し進めるものとする。

以 上